仕入控除税額報告書作成要領

１．対象者及び提出書類

　本報告は、補助金交付要綱第８条第３項に基づき、「高知県介護事業所等サービス提供体制確保事業費補助金」の交付を受けた全ての事業者に提出していたいだく必要があります。

　返還の要否によって提出書類が異なりますので、下表によりご確認ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 該当事業者 | 提出書類 |
| （A）返還が不要な場合 | ①消費税の納税義務がない事業者  ②簡易課税方式により申告している事業者  ③地方公共団体、公益法人等（社会医療法人等）で、特定収入割合が５％を越えている事業者  ④一般課税の個別対応方式で申告しており、補助対象経費に係る消費税を「非課税売上のみに要するもの」で申告している事業者  ⑤補助対象経費が人件費等の非課税仕入だけの事業者  ⑥消費税を含まない金額で補助金の交付を受けた事業所 | ・第６号様式  ・返還額確認シート  ・左記に該当することを証する添付書類  （※）例  ①：納税義務がないことを証する書類（前々年度の決算額が1,000万円以下であることが分かる書類）  ②：課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し（簡易課税用）  ③：特定収入の比率が分かる書類 |
| （B）返還が必要な場合 | （Ａ）以外の事業者 | ・第６号様式  ・返還額確認シート  ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し |

※参考（返還の要否確認フロー図）

いいえ

消費税の確定申告をしているか

（Ａ）

返納が不要

※前々事業年度の課税売上高が1,000万円以下

はい

はい

簡易課税で

申告しているか

※課税売上高5,000万円以下で簡易課税による申告を選択した場合

いいえ

公益法人等に

該当するか

はい

特定収入割合が5%超か

はい

（Ｂ）

返納が必要

いいえ

いいえ

※ただし、個別対応方式で補助対象経費に係る消費税を「非課税売上のみに要するもの」で申告している場合や、補助対象経費が非課税仕入だけの場合は返還の必要はありません。